

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

報 周

號日九十二月一十

國共摩擦の現状
石炭
内閣印刷局印刷發行
五錢
勞務動員と勞務動態調査
□臨時日本標準規格の話
□南支北海方面の作戦
舞鶴鎮守府開港
一戰時統制物資講座(3)下

第一六三號

(昭和十四年十一月二十一日発行)

内閣印刷局印刷發行

五錢

護れ子寶！興亞の力

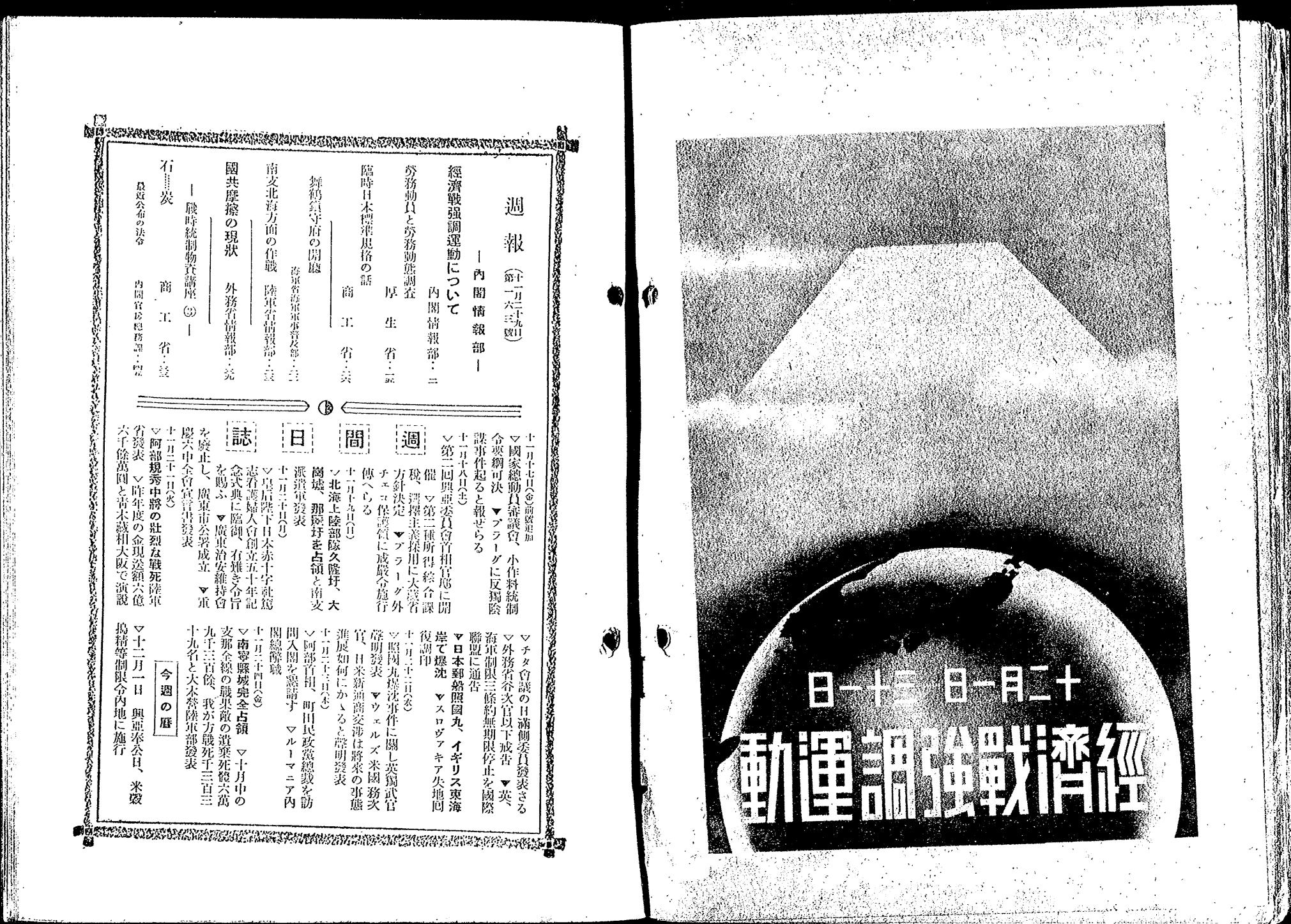
確實、有利而、低廉なる保険料を以てお子様の將來を保證する
我社の徴兵保險、出世保險は長期建設下眞に理想的貯蓄保険
として江湖各位の絶賛を博し現に斯界最高の信頼を擴ひて居
ます。

御加入者 壱百四拾餘萬人・契約高 拾壹億八千餘萬圓



(判LA51格規定國はさだの書本)

露光量違ひにより重複撮影



露光量違いにより重複撮影



經濟戰強調運動について

内閣情報部

一、はしがき

来る十一月一日の興亞奉公日を發足として、師走の一ヶ月を選んで特に經濟戰の強調運動が行はれることになった。戰時下に於ける國家の財政經濟政策に、全國民が自ら進んで協力すべきことの要請は、物心兩面に亘る國民精神總動員運動の物の方面の運動として終始強調されて來たところであるが、時局はます／＼重大性を加へ、國力充實の必要いよ／＼緊迫の度を増すとき、經濟戰強調の必要最も痛切に感ぜられるのみならず、恰も歲末の一ヶ月は、經濟界の動きが最も繁忙活潑な様相を呈する時機なので、この機會を捉へて銃後經濟戰士の士氣を鼓舞することが最も時宜に適してゐると思はれるので、特にこの一ヶ月間集中的に強力な經濟戰強調運動が展開されることとなつた。

二、經濟戰の重要性

近代戦は、もはや單なる武力戦ではなく、全國力を賭する總力戦であることは既に現代人の常識である。世界大戦の時、ドイツ國軍の總帥だつたルードolph將軍は、その著「大戰回顧錄」の中で、「何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るかといふ事は、現今戦争ではもはや限界がつけられなくなつた。軍と國民とは一體となつた。」と述懐してゐる。實に近代戦に於ける交戦正面は、獨り砲彈の飛び交ふ武力戦線のみではなく、更に擴大せられて銃後國民の一人々々にまで及んでゐるのである。いはば國民のすべてが一人残らず總力戦の戰士であり、國民の日常生活そのものが總力戦の戦場となつた。國民精神總動員運動はこの總力戦に對處する銃後戰士の精神的團結の紐帶であり、銃後火戦に於ける進撃命令である。

しかも此の國家總力戦中、戦が長期に亘るにつれて重要な地位を占めて來るのは、思想戰と經濟戰である。國民精神總動員運動が物心兩面に鞭撻を擡げて進みつゝある所以も此處に在る。しかもこの兩面の戰闘が武力戦と共に總力戦の勝敗の數を決する重要な因子であるばかりでなく、寧ろその死命を制する銃鎗である場合が多い。就中經濟戰に於て優位を占めることが實に思想戰に戰ひ勝つ爲めの一つの重要な基礎的要件であることは否み得ない。こゝに於て思想戰と並んで經濟戰の重要性を強調せざるを得ないのである。われ等が今、國力を増して戰ひつゝある支那事變を身を以て體験し、又歐洲に繰り抜けられつゝある今回の歐洲戰爭の様相を目のあたりに見て一層その感を深くするのである。

三、經濟戰強調の現時局下に於ける意義

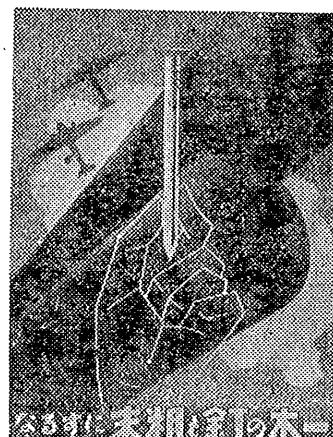
支那事變が勃發してから既に一年有半、占領地域の治安工作と相並んで蔣政權壊滅に必要な部分的作戦は今日なほ引續き行はれてゐるが、全兵力を擧げての華々しい作戦行動は一應一段落を告げた。一方昨年一月十六日の帝國政府の聲明に於て期待した更生新支那の中央政權は、今や着々成立に向つて新らしい歴史的巨歩を進める。又去る五月以來滿蒙國境に於て執拗に繰返されたノモンハン事件も、日ソ間の停戰協定成立によつて終結する。更に眼を西に轉ぜんか、幾度か危機を孕みながら常に破局の一步手前で危ふく喰止められてきた歐洲を見た。更に眼を東に轉ぜんか、幾度か危機を孕みながら常に破局の一步手前で危ふく喰止められてきた歐洲を見た。これ等一聯の出来事は、二年有半緊張し切つて、いた國民の一部には少からぬ樂觀材料として映じたものもあるやうである。もし之が國民精神に些かの弛みでも與へる結果となつたと見えた。武力戰は武力戰の終結を以て終るのでない。今次事變の眞目的は、東亞の新秩序を建設して東亞永遠の安定を確保するに在ることは、最も第七十四回帝國議會の開院式の勅諭に昭示し給うたところであつて、武力戰は唯この事變目的達成の第一階梯に過ぎないのである。新東亞の建設てふ世界史的意義完成の前途はなほ遼遠であり、眞の難局は寧ろ今後に横ばることを覺悟しなければならない。

太業完成の前途はなほ遼遠であり、眞の難局は寧ろ今後に横ばることを覺悟しなければならない。

ここで問題を更に掘下げて検討を加へる必要があらう。先づ第一に新中央政權の問題である。現在、皇軍の占據する地域はわが帝國領土の二倍に上つてゐるが、その地域内に於ては今なほ多數の敗残兵が蠢動を續けてゐる状態であつて、完全な治安の回復を見るまでにはなほ相當長年月を要することは言を俟たない。今日依然として忠勇なる皇軍將兵は、迫り来る嚴寒と戦ひながら、命を惜しげずに討伐に寧日ない有様である。蔣政權は四川の奥地に

遷入して僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎないけれども、今なほ百數十萬の兵力を擁し、多年抗日教育に依つて手懐けてきた支那中堅層を背景として根強い抗戦を續けてゐるのみならず、歐洲戰爭勃發によつて東洋を顧みる邊のなくなつた英佛の代りに、米國を引込んで援蔣ルートの強化を圖らうとし、あらゆる煽惑を繕つて多方謀策してゐる現狀である。この状勢の眞唯中で誕生する新中央政權である。その樹立後に控へる内外の困難な重要問題の山積を思ふ時、事變處理の前途斷じて樂觀を許さずとの感を深うするのである。

更に帝國の國際關係に眼を轉じよう。昨年十一月三日政府



は、東亞新秩序の建設は日滿支三國相携へ政治、經濟、文化等各般に亘る互助連環の關係を樹立し、東亞に於ける國際主義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を自主獨往、三千年の歴史に根ざす傳統的國民精神を總動員してこの大業完遂に向つて邁進する以外に途はないのである。帝國はこの不動の國策に協力するものとは提携するが、苟くもこの意圖を妨害するものに對しては斷乎これを排撃する態度を以て臨むことは云ふまでもない。

世界赤化の野望を壯麗に抱くノルマントンの停戰協定に於て一片の協調的態度を示した一事を以て、日

ソ關係が全面的に好轉するものと臆測することは最も危険な獨斷である。更に日米關係の惡化に思ひ及ぶ時、最早一刻の偷安をも許されないのである。帝國は支那との武力戦に於て世界の耳目を眞若たらしめる大勝を博した。然しそれと同時に國力も亦莫大な消耗を餘儀なくされた。帝國の周囲には、わが國力の疲弊を待つて一撃を加へ、國運を賭しての此の興亞の大業完遂の意圖を一瞬にして挫折せしめんとして虎視眈々たる列強の在ることを忘れてはならない。我等はこゝで日清戰役の時に嘗めた三國干涉の苦杯を想起しなければならない。われ等は一時の苦難に僻易して前轍を繰返し、皇國千年の大計を誤るの恐を犯してはならない。これが爲めにはわれ等は今後如何なる難關に逢着し、如何に多大の犠牲を忍ばうとも、公明なる帝國の主張を世界列強に向つて貫徹し得るに足る強力日本の建設に邁進しなければならない。國防の充實、生産力の擴充、輸出の振興、これ等はいづれも強力日本建設の絶對不可缺の手段であつて、帝國の財政經濟政策も亦此處から出發してゐることは言ふまでもない。

最後に今次歐洲戰爭のわが國に及ぼす影響である。歐洲戰争勃發するや、九月四日政府は「帝國は之に介入せず専ら支那事變の解決に邁進する」旨を中外に開明した。われ等は徒に約端たる歐洲戰争の推移に耳目を奪はれて身邊の大事を忘れてはならない。況んや第一次大戰當時の好景氣を回想して投機的心理に眩惑されるやうなことは最も警戒を要する。われ等は大戰勃發により交戰各國からの資材の輸入が困難となり、生産力擴充計畫に少からぬ支障を招來したことは、わが國にとつて一つの損失であつたことを認識すると同時に、わが國の直面してゐる現下の状勢が前大戰當時と全くその趣を異にするこれを冷靜に判断しなければならない。即ち、わが國は現に新東亞建設てふ大業の遂行中であつて輸出品の生産餘力が少いばかりでなく船腹の不足、原材料の入手困難

等の諸原因に因つて、前大戰當時のやうに輸出の増進による好景氣の到來は到底望み得ない事情に在ることはつきり認識する必要があるのである。

以上幾多の諸状勢を検討して來ると、眞の意味の總力戦は始らこれからであり、戰争は新らしく經濟戦の形で歩一步と銳後國民の身邊に迫つて來てゐると見られ得るであらう。この迫り来る經濟戦を全國民が堅忍持久の精神を以て戰ひ抜くことが出来るかどうかが、今次聖戰の目的を達成し得るか否かの鍵であると極言し得よう。

四、經濟戦に對處する國民精神總動員運動

事變勃發以來、膨大な物資の消耗を伴ふ近代科學戰と、東西新秩序建設の經濟的基礎を確立する爲めの生産力擴充とに必要な巨大な物資の需要に應ずる爲めに、國民の經濟生活の上には漸次必要な統制が加へられて來た。經濟統制に必要な諸法令は逐次發動を見て國民の日常生活は次第に窮屈になつて來た。日用品は漸次代用品に代り、衣食住物資は最近漸く品不足が目立つて來た。歐洲戰争の勃發に伴ふ物價昂騰の傾向を抑制する爲めに、政府は遅に傳家の寶刀を抜いて諸物價等に一般的停止を命じた。この處置に關する諸法令は漸次公布されて、諸物價等は九月十八日の價格を以て一應釘付けにされ、公定價格の制定は全物資に及ぶこととなつた。かくて今や國家總動員法は全面的發動を見る氣構へとなつて來て、經濟統制は更に一段と強化されるに至つた。

然し經濟政策の遂行は、斷じて法令の發布と警察取締の強化のみを以てしては完全な效果を收め得ない。全國民の愛國心による國策への積極的協力に依つてのみ始めて、その全きを期し得るのである。こゝに於てこれ等國家

権力による施策と相俟つて、國民精神總動員運動の強化を圖ることに依つて國民の理解と協力をとる求めて來た次第である。本運動は今春いはゆる新展開を遂げてから、時局の推移に應じて變轉する經濟戰に對處する爲めに、順次左記諸方策を樹立決定し、國民精神總動員中央聯盟と相提擧して官民一致強力な運動を展開して來たのである。

- 一、物資活用並に消費節約の基本方策（週報一三三號三頁——三頁參照）
- 二、公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策（週報一四三號四一頁參照）
- 三、電力及瓦斯の消費節約運動の方針（週報一五三號一〇頁——一七頁參照）
- 四、戰時食糧充實運動方策（週報一六一號八頁——一三頁參照）
- 五、物價停止に関する宣傳方針（週報一五九號一二頁——三六頁及び一六一號二六頁——三〇頁參照）

五、經濟戰強調運動の内容

經濟戰強調運動に於て採り上げらるべき事項は右の諸基本方策に擧げられてゐるやうに多岐に亘つてゐるのであるが、今度の運動に於ては總化主義を廢し歲末に於て特に強調すべき事項に限定して、集中主義によつて運動を行ふことにした。左にその實施項目の概要を説明しよう。

- (一) 經濟力強化に資すべき諸政策、殊に物價の引上げ禁止等最近の物價政策に對する國民の理解を深めると共に、その強烈なる愛國心による全面的協力を強調する。
- (二) 先に掲げた「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」及び「物資活用並に消費節約の基本方策」の中か

ら特に歲末に當つて強調すべき事項、例へば、虚禮に亘る年末年始の贈答及び年賀状の廢止、或ひは忘年会新年會等の廢止、或ひはお正月衣類その他の迎春の諸事萬端は祭り上りて簡粛にすること等の諸項目を採り上げてその實踐を強化する。

なほこれ等の事柄は、地方特有の慣習等も伴ふから、全國一律に詳細な實行標準まで決めて了ふことは不適當な場合が多い。それ故具體的な細かい實踐事項の決定は、擧げて地方の企畫に委ねることにした。

- (三) 現下の米穀事情に鑑み、米の消費を節約し、米の需給關係を調節すると共に國民の主食物の充實確保を期する爲めに決定を見た「戰時食糧充實運動方策」に基づき、節米運動を起す。この具體的方策は種々あるのであるが、就中百數十萬石の節米を目指す七分搗米（胚芽殘存のものを含む）の常用がその中核をなし、代用食及び混食の獎勵も加はつてゐる。七分搗米常用的の問題については國家總動員法の發動に依り法の力による強制も加はり、その實行は一段と強化されるわけである。とまれ本問題は國民の日常生活に最も關係深い事柄であるからして、その成否は直ちに人心に深刻な影響を及ぼす。從つて政府も之が對策には、最も慎重な考慮を拂つてゐるが、一般國民の絶大な協力が特に切望される次第である。
- (四) 師走は賞典や諸手當等も支給される時機であるので、この好機を狙つて更に一段と百億貯蓄に拍車を加へようとするのである。今年度前半期に於ける貯蓄の増加額は、先般發表された通り、四十八億圓であつて、この實績に従じ、後半期に於ては一段の努力が要請されるわけである。
- 今期運動に於て特に集中的に強調される事項は以上の四項目であるが、この運動が恰も十二月一日の興亞奉

公日を期して開始されるのであるから、今度の興亞奉公日はこの方面に於て特に意義あらしめて欲しいのである。

更に本運動實施に當つては、從來の實績に省みて、特に左の點に主力を注いで運動を行ふ。先づ第一に本運動は特に都市に力を注ぐことである。從來農山漁村方面に於ては、國民精神總動員が相當徹底してゐるが、自由主義思想の洗禮を多分に受けた都市に於ては非戰時色を帶びた不健全現象が今なお残存し、精勤の徹底未だしの感深いものがあるに鑑み、本運動は特に都市に重點を置くことにした。

次には、殷賑産業關係者並びに社會の上層部の實績を特に促すことである。事變に伴ふ生産力擴充計畫の齋らしめた跋文景氣の寵兒として一般國民の美望の的である殷賑産業關係者及び兎角非難の焦點となり易い社會の指導的地位に在る人又は富裕の人々には、特に率先躬行を求むべきであつて、之が國民精神總動員運動の成果を期する先決要件であると思ふ。更に、歐洲戰爭の勃發に伴つて我が經濟界の一部に相當樂觀的な見解を持つて戰争景氣を誦歌するが如き態度が見受けられる節もあるので、これは最も戒警を要する諭見であることを強調する必要がある。最後に、各般の經濟統制に違反する行為は、聖戦下國民の精神的團結を棄す憎むべき非國民的行為である所以を強調し、戰時下國民の道義心を高揚すると共に官民相率て進んで國策に協力するやうな風を振作して行き度いと思ふ。

六、經濟戰強調運動に對する心構へ

以上概説した要綱に従つて今次の經濟戰強調運動が行はれるのであるが、然らば我々は如何なる心構へを以て

本運動に對處すべきか、これが最後の主要問題である。
世間に活動するると國民精神總動員が急速に實績を擧げ得ない状況に焦躁を感じ、國家權力の發動に依つて精勤の強化を圖るべきことを高唱する人もあるが、我々は遠かに其の見解に贊意を表することは出來ない。國民精神總動員運動は、あくまでも國民の國家的自覺に基づく愛國運動たる點に基調を置き度い。日本國民は世界に比類ない強烈な愛國心の持主である。この愛國心によつて我々の祖先が、榮光に満ちた國史を飾つて來たし、現在又我々の兄弟が砲煙の下で、この愛國心を驚嘆すべき熾烈さを以て發揮しつゝある。この第一線に於ける愛國心をそのまゝ、然後に移せば國民精神總動員の美譽が完全に結實するのである。我々は彈丸雨飛の中でその全美な姿を現すわが國民の忠烈無比な愛國の赤誠が、銃後に於ける國民精神總動員の戰線に於て忽焉としてその姿を消す不可思議を信じたくはない。今や經濟統制の全的強化によつて國民の日常生活に於ける困苦は日一日と加はつてきた。このときに當り若し國民の中の一人でも目前の一身一家の利害の爲めに此の統制を棄り、國家の大事を誤る者があるならば、それは全國民の敵であるといふよう。戰時下に於ける國民道德の昂揚こそ、正に喫緊の急務である。

吾々もなくわれ等國民は行動の基本を常に「運扶翼の奉公精神に置くべきことは、義に國民精勤委員會に於て決定を見た『時局應政治的社會的態勢促進に關する基本方策』の中に開明されてゐる通りであつて、之が一

體主義を基調とするわが國體に基づく臣民道の眞髓である。従つて經濟戰に對處すべき國民の心構へも亦、この臣民道に淵源するものなるべきことは言ふまでもない。されば經濟行爲は個人の自由であるといふ觀念はわが國には當筈らぬのである。財產權の行使は常に皇運扶翼の大道に則つて爲されなくてはならぬ。また事業の經營も單に個人の利益の爲のみに存するのではなく、國家發展の爲めに存するのであり、他方勤労を以て事業に從事する者も勤労は單に自分の生活の爲めにのみ爲すのではなく、國家の興隆に貢獻する爲めに爲すのである事を自覺し、各自の職業を通じて君恩に報ずる精神を振起しなければならない。戰線に於て身命を捧げて君國に盡してゐると同じやうに、銃後に在る經濟戰士も亦私益の一切を捧げて國家の經濟政策に協力すべきことが要請される。故に苟くも此の國策に違背する行爲ありとすれば、銃後を率す非國民的行爲と斷せらるゝも已むを得ま

し。

國家總動員法の相踵々發動に因つて現在既に相當の困苦と犠牲とを國民の實生活の上に強ひてゐるが、將來一段との趨勢が累加されて行くであらう。さりながら既に一年有半に亘る大戰争を遂行し來つたわが國に於ける現下の經濟統制の實情を、昨今漸く戰端を開いたばかりの歐洲交戰各國の目下採用しつゝある統制に對比すると、わが國の有難さを今更ながらしみじみ感じさせられる。今試みに交戰國たる獨英佛に於ける經濟戰の様相を検討して見よう。

ドイツでは開戦前の八月二十八日、既に各種日用必需品の切符購買制度を實施し、肉類及び同製品、砂糖、ヨー ヒー又は同代用品、バター製品油脂、茶等の一週間分一人當り數量を限定する處置に出た。更に九月二十五日から長期戰對處の爲めに食料統制は一段と強化され、パン、穀粉類、乾燥野菜類、雞卵及び同製品、砂糖製品等にも切符

制度が布かれた。なほ九月四日開催のドイツ國防參議會に於て戰時經濟令が制定され、一、國民必需品の原料及び製品を破壊若しくは隠匿して故意にその本來の需要を阻害する者は之を罰す(その重きは死刑とす)、正當の理由なく良貨のみを莫集隠匿する者亦同じ、といふこととなり、二、戰時附加稅が新設せられ、所得稅の五割が新たに戰時附加稅として増徵されることとなつた。又ビール、煙草、菓子類及びシャンパンに對する稅率は實價の二割に引上げられた。一方タクシーも、ガソリンの配給を九月一日から一日十五リットルに制限されて街頭から殆んどその姿を消した。

更にイギリスに於ては、九月二日對獨宣戰布告に先立ち軍需省から國防金權法に基づき糧統制委員會を設け、食糧統制の準備に専心してゐる狀態である。

フランスでは、早くも八月二十八日附大統領令を以て百八十品目餘の國防關係品の輸出を禁止した。次いで九月十八日の官報を以て、爾後毎週月曜日は牛肉及び羊肉、火曜日には牛肉の販賣(料理店を含む)を禁止する大統領令を公布した。

以上の如く歐洲の交戰各國は、前回の大戰に於ける苦い經驗に徵し開戦の決意と同時に強力な經濟統制を斷行

してゐる。この状況に較べるなら、今日わが國民が體験してゐる經濟上の苦難の如きはまだ軽微なものである。世界に誇るべき強烈な愛國心を持つわが國民が、これ位の統制に、へこたれるやうなことが断じてあつてはならない。

七むすび

無氣味に相對する歐洲の戰局は、その長期化に伴うて事態はます々複雑となり、好むと好まざると拘らず經濟戦の様相は、いよいよ深刻の度を加へてきた。われ等は、次第に深刻化して行く經濟戦に對處する歐洲交戰各國民の態度を他山の石とし、更に一段猛然と身邊に襲ひかかる經濟戦に對處する、然として決心の踏を固めなければならない。太陽は既に東天に昇りかけてゐる。新東亞の黎明は泮々たる希望を孕んで將に明け初めんとしてゐる。東亞の盟主として有史以來の大業を完遂せんとして起ち上つた帝國の前途には、希望の榮光が満ちてゐる。われ等はこの榮光に輝く希望の彼岸に到達するまでは、如何なる經濟的逼迫が襲ひ来るとも、一步も退かざる金剛心を以て突進しなければならない。これが日本民族に下された天與の試鍛である。来るべき師走の經濟戦強調運動がこの試鍛に堪へる國民的鐵石心を鍛錬する好箇の機會とならんことを切に祈念する次第である。

本文中のボスターは、昭局ボスター局大作

労務動員と労務動態調査

厚生省

来る十一月三十日、全國一齊に初の労務動態調査が行はれることになった。これはどんな仕事にどれだけの労務者が從事してゐるか、戰時下日本の労務動態をはつきりつかまつといふ大がかりなもので、いはゞ「労務の國勢調査」ともいふべきものである。それは如何に行はれるか、「労務動態調査規則」を解説することにしよう。

立とくことが極めて重要であつて、そのためには各種の基礎産業の生産力の擴充を行ふ必要があるのである。戰時体制下において最も緊要なことは、軍需の充足を完全に行ふことにあることはいふまでもない。近代戦は物資材料の戦争であると稱へられてゐるやうに、近代戦においては莫大な物資を消耗するのであつて、軍需生産は特に必要となるのである。これと相並んで、東亞新秩序の建設のために日滿支に於ける産業經濟の確

こともまた忽せにすることができない。

こんな事態に對應して政府では夙に物資動員計畫を樹立し、さらに貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫を樹て、殊に労力の點につき勞務動員計畫を設定してゐるのである。いふまでもなく産業を興し生産を盛んにするためには單に物や金を準備するだけでは不十分であつて、どうしてもそこに人、すなはち労力を必要とする。すなはち労力の動員が圓滑に行はれるか否かは、直ちに、將來國運の發展の基礎となるべき諸産業の進展に影響するのである。それで政府は、勞務動員計畫の遂行に當つては、的確に實情を知ることに努め、法令の完備と、運營機構の整備を行つてゐるのである。今回資源調査法に基づいて公布された勞務動態調査規則も、この勞務動員計畫の遂行上最も必要な根本的資料を得、これに基づいて一切の具體の方策を實施しようとする重大な意義を有してゐるのである。

この勞務動態調査規則による調査はどんな特色を有するものであらうか。從來から労働に關しては種々の調査が行はれてゐるが、今回の調査は少くとも左の五點について著しい特色を有してゐる。
第一に、勞務の問題は、ひとり工場とか鞍山とかのみについて局部的に調査するだけでは不十分である。殊に現在のやうに、時局産業が勃興し、その勞務の需要はますます大きくなり、勞務資源の渦渦が訴へられてゐるとき、勞務動員計畫を遂行し全面的な勞務配置を行ふたために、勞務動員計畫を遂行し全面的な勞務配置を行ふた現状の全般を知悉しておく必要がある。かやうな意味から、今回の調査は、工場や鞍山の労務者に限らず、商店員も、交通労務者も、家事使用人も、すべて調査の對象とすることにしたのである。

第二に注意すべきことは、滿洲事變以來、殊に今回の支那事變を契機として労務者の狀況はあらゆる部門において刻々急激な變化を見せてゐるので、數年に一度とか一年に一度とかいふ調査ではその變化を的確に知ること

ができない。それで、今回の労務動態調査では毎年二回調査を行い、急激な變化の状況を知ることとしたのである。
第三に、現下の労務問題として重要なことは、労務者の職場の移動乃至は産業的移動の問題である。最近労務者の需要が激増するのに伴つて、労務者の職場から職場への移動が甚だしくなつて種々の弊害さへ生じてゐるのである。また我が國の産業の重點の移行につれ労務者の産業的移動も頗る頗る著なものがある。こんな情勢に對し、その移動の真相を正確に把握し対策を講ずることは極めて重要である。この意味から、本調査では各職業場における労務者の雇入解雇の状況を調べて移動状況を知ることとし、更に雇入れられた労務者の前職關係を調査して労務者の職業的産業的移動状況を知ることとし、今後の対策に資することにしたのである。

第四に、今後の労務動員計畫の遂行と労務對策の實施上極めて重要なことは、體性的及び年齢的見地から見た

以上のやうな特色をもつて労務動態調査は行はれるのであるが、以下その概要を説明しよう。

三

本調査において報告の対象となるべき労務者は、他

(一) 報告義務者
いやしくも當時労務者を雇用してゐる者はすべて報告の義務を有する。従つて、工場、事務所、商店は勿論一般家庭でも當時労務者を雇用してゐる限り、雇用主は報告の義務がある。常に労務者を雇用してゐるが、たましく調査期日の頃数目それが中止したとして

も報告義務がなくなるわけではない。反対に、ふだんには労務者を一人も雇つてゐないが、たましく臨時的に労務者をしばらく雇つたに過ぎないやうな場合には、その

雇用主には報告の義務はない(規則第一條)。

雇用主がみづから労務者使用の場所すなはち労務者の就業場の管理をしない場合には、事實上これを管理する者が雇用主と見なされ、これが報告の義務を有する(規則第十五條)。

國及び道府縣には本規則の適用がなく、従つて報告の義務はないが(規則第十三條)、市町村等はすべて報告義務者となる。

(1) 報告の対象となるべき労務者

まれない。

(6) その他厚生大臣の指定する者(現在のところ指定された者はない)。

こゝに問題となるのは市町村の吏員についてであつて、それは雇用關係にあるものとは見られないものであるが、本調査においては、これも調査の対象とすることとし、上述の除外例に該當しない限りこれについて報告しなくてはならないことになつてゐる。市町村の雇用等について報告すべきことはいふまでもない(規則第十一条)。

(二) 報告の時期と方法

報告は毎年一回六月末日及び十二月末日現在で行ふことを要する。従つて第一回の報告は本年十二月末現在のものである。この調査期日現在をもつて後に述べる調査事項について報告するのであるが、報告は翌月十日までにすればよい(規則第一條、第二條)。たゞこの報告期限については、交通至難の地とか、天災事變等の事故がある場合には、地方長官が期限の延長をすることがある(規則

第三條 第四條。

報告は労務者使用の場所すなはち就業場、毎に行ふことになつてゐる。従つて同一の雇用主が就業場を二ヶ所以上持つてゐるときは、その各々について別々に報告することを要する。

なほ、雇用主が労務供給業者であつたり、労務者を使用する場所が一定しなかつたり、労務者を常時船舶内で使用したりする場合には、労務者の使用の場所毎に報告することは非常な困難を伴ふので、この場合には、雇用主の事務所が労務者使用の場所と見なされてゐて、そこで報告することになつてゐる(規則第十六條第一項)。また同一の雇用主が同一労務者を二所以上の就業場で使用する場合には、その各々の場所でその労務者について重複して報告する必要はなく、主たる使用の場所がその者の使用の場所と見なされ、そこだけで報告すべきものである(規則第十六條第二項)。

報告は正副二通を必要とする。その用紙は就業場所在の所轄市町村長が労務動態調査員に調査期日前に配布

させることになつてゐるが、萬一雇傭主が交付を受けなかつた場合には所轄の市町村長に申出で、交付を受けることを要する(規則第七條、第五條、第十條)。

記入した調査票は、報告期限までに所轄市町村長が労務動態調査員に集めさせることになつてゐる(規則第六條第十條)。

(四) 報告事項

報告すべき事項は左の八項である。

- (1) 事業種類
- (2) 就業場所在地
- (3) 雇傭主住所氏名
- (4) 過去六ヶ月間の雇入解雇人員
- (5) 現在雇傭人員
- (6) 今後六ヶ月間の雇入推定人員
- (7) 過去六ヶ月間に雇入れた一般労務者の前職
- (8) 過去六ヶ月間に雇入れた日傭労務者延長人員

(五) 臨時特別調査

以上述べたのはいはゞ定期的一般調査であるが、厚生省

大臣が特に必要であると認めたときには、全部又は一部の雇傭主に對し、労務者の全部又は一部について労務動態に関する臨時又は特別の報告を求めることがある(規則第九條)。

本調査は中央において厚生大臣が統轄するが、地方でよつて置かれる名譽職である。調査員は市町村長の指揮監督を受け、その定められた管轄区域について上述のやうに調査票の配布と蒐集に從事するのである(規則第十一條)。

市町村長は調査員を補助機関として調査票用紙を雇傭主に交付し、蒐集した調査票を所定の期限までに市町村の所轄職業紹介所長に提出しなくてはならない(規則第十一條)。

職業紹介所長は市町村長から提出された調査票の正票しかじへこの調査の成否如何は全く國民全體の協力如何に懸つてゐるのである。特に報告義務者は本調査の重要性を十分認識され、正確且つ迅速に報告されんことを希望して已まない。

(七) 市町村に関する特則

本調査規則は、六大都市については、報告の対象としての市町村更員に關する場合(規則第十二條)を除き、市又は市長とあるのは區又は町村長とする(規則第十七條)。また、町村制を施行してゐない地では町村又は町村長に關する規定は町村に準ずるもの又は町村長に準ずるものに適用することとしてゐる(規則第十八條)。

以上労務動態調査規則の概要を述べた。要するに、本調査は時局下において最も緊要な要務である労務對策の根本資料となるべきものであつて、いはゞ労務の國勢調査ともいふべきものである。

十一	月	寫	定
二	日	眞	債
十九	日	週	錢
	號		
		報	

★豊作を御恩に返へ才秋田米
昭和九年の冷害による大凶作のとき受けた御恩を返へ
(イ)お土産のアルバムから
(ロ)現地報告員の全縣下報告

★南の國の小姐さん
★海外通信 ☆不眠症 ☆読者のカメラ
☆読者登録第13号



南支北海方面の作戦

陸軍省情報部

一、前言

十一月十五日正午、大本營陸海軍部より

わが陸海軍の精銳部隊は本十五日朝來荒天を冒して極めて

緊密なる協同のもとに北海附近に奇襲上陸を敢行し引領され
た。敵は、瀕死の將政權にとつては唯一の残された海港である北海並びに印度支那方面からする軍需品輸送の勤脈なる廣西省方面に進められた。従つて敵に與へる苦痛の大なることは想像に餘りある。

二、敵情地形

今次作戦地方面の敵は、張發奎の指揮に屬する第四戰區の部隊にして、附近の各要衝は廣西軍數ヶ師が警備に當つてゐた。この方面の住民、軍隊は支那最南方のこととて未だ皇軍の威徳を知らず、ひたすら抗日重



十一月一日、舞鶴要港部は舞鶴鎮守府として昇格開廳式が行はれる。

同鎮守府は日露開戦に先だち、明治三十四年十月一日開廳され、當時中将であつた故元帥東郷平八郎大將が初代司令長官に親補された。その後ワシントン海軍軍縮會議の結果、

大正十二年三月三十一日、小栗幸三郎中將を最後の司令長官として、制度改正のため鎮守府は廢され、要港部が設置された。爾來要港部として

今日に至つた。

この昭和十一年四月一日附要港部令の改正により、司令官は親補職となつた。當時の司令官は齋澤幸一中將で、片桐英吉中將を最後の司令官として原五郎中將が、新舞鶴鎮守府司令長官に親補された。

西に歐洲の戰雲低迷し漸く第一次世界大戰の態勢をとりつゝあり、東

に東亞新秩序建設の聖戰が實行され、ある秋、舞鶴鎮守府の設置は、東亞の平和のために、重大なる意義を有するものと云はねばならぬ。

然らば舞鶴鎮守府新設の重大なる意味とは何であらうか。それは、十一月一日附の海軍省公表が簡明に説明してゐる。

海軍省公表 海軍においては軍備充實に伴ひ艦船部隊の増加を來し軍港施設の狹隘を痛感するに至りたる以

て大正十二年廢止せられたる舞鶴軍港を復活し、来る十一月一日より鎮守府を設置することとなり。

大陸間の交通路として重要性を増しだ裏日本の海の護りは、一層強固となり、帝國海軍の陣容は、戰時體勢にふさはしい無言の威力を加へることになつたのである。

處政權の欺瞞宣傳に瞞されでゐたのである。

今次作戦方面的地形は一般に山嶺起伏する地帯であつて、殊に海岸は巖石突出せる箇所も少くない。上陸作戦には必ずしも適當とはいひ得ないところである。

三、作戦経過の概要

十一月十五日、わが陸軍有力部隊は海軍の緊密なる協力の下に、數日來天候不良にして風浪高く風速十八メートルに達する悪天候を冒し、敵の不意に乘じ午前五時東京灣の一角に上陸を敢行、同地附近に在つた敵を撃破して直ちに前進を開始し同日夕刻防城を攻略した。引続き泥濘悪路を冒して北進、十七日夕刻龍頭石村を、十九日には大直圩及び望海嶺附近に進出した。

次いで他の有力部隊は荒天を衝いて龍門江を過江し、十五日夕刻龍門島附近に敵前上陸を敢行之に成功し、翌十六日朝には漁洋江河口に進出、附近一帯の水田地帶に於て抵抗を試みる敵と戰闘を交へゝ前進に努め、十七日には大直圩を占領した。

那麗墟を占領、一部隊は更に小董墟に進出した。この方面の敵は目下のところ正規軍約三ヶ師を下らない。

大直圩附近にあつた敵は五、六ヶ大隊であつて、我方が包囲作戦に殆んど潰滅的打撃を受けた。同方面の我が軍は更に直ちに北上を繼續して十九日午後には大塘墟を攻略、その一部は既に唐報墟附近（南寧を距る三十數キロ）に進出した。

かくて全線一齊に猛進撃を續行、隨所に敵の抵抗を排除しつゝ二十二日より二十三日の間に鶴江の線に進出、河岸の要線に據りて最後の抵抗を試みたる敵に對し一舉大打撃を與へ鉄州湖上陸以來僅、十日にして二十四日午後二時早くも桂南の要衝南寧城頭高く日章旗は翻り、重慶政府に残された最大の抗日輸血路は茲に全く遮断せられたのである。（註は南寧市に於ける道路被封の狀況）



又更に
他の一部
隊は十六
日夕刻鉄
江河口に

東京

上陸を敢
行、これに
壓迫點たる
敵の重要

成功し、

に迫り十

九日には

その北方

七日之を

攻略、十

八日には

鉄州縣城

輪船を送

る

久隆城、

大塘墟、

南寧を距る三十

四、戦果の概要

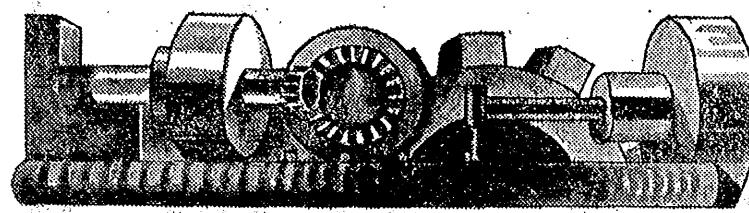
十八日までの戦果敵に與へたる打撃遺棄死體一〇八、捕虜五〇八、鹵獲品の主なるもの重機關銃七、輕機關銃八、小銃、彈藥等多數、これに對しわが軍の損害戦死四十九名戦傷百名であつた。

現地 前線から銃後へ

今度、陸海軍協力の下に「前線から銃後へ」と題して特輯を編輯することにした。

これは現地陸海軍報道部の熱心なる斡旋によつて得た前線將兵の生々しい原稿で埋め、現地の思ふきが銃後後の國民に傳へようといふ試みである。一兵士のいつはらざる戰場の體験談もあれば、つれづれなるまゝの短歌、俳句、詩の力作もある。また素人はだしの繪や寫眞もある。これらを選んで、現地司令官の「銃後への言葉」と共に特輯しようとするのが本號である。大いに期待し、また活用していただきたい。（四八頁五錢の發定）

来る十二月十三日發行



臨時標準規格の格の話

規格統一の必要性を故に何は一統

わが國の標準規格を急速に制定して、廣くこれを實施することが必要である。

工業品規格統一調査會では、多年一般工業品に関する東亞の建設に關聯して緊要な生産力の擴充、物資の節約、輸出の増進等の進行するには、各種工業品につき現下の状勢に適應し、工業品の規格統一の必要

我々は衣食住に關する諸物資をはじめ、通信、交通、運輸等から産業及び國防上必要な設備資材に至るまで總て工業品を用ひてゐる。從つて工業品は我々の生活に缺くべからざるものであるが、世の進歩に伴ひ工業品の種類も増加し、また同一目的に用ひられるものでも新考案のものを生じ、さらに外國からも種々新規のものを輸入を試み、一般的理解と援助とを求めていたいと思ふ。

する等、ますく多岐多様となるのである。
殊に本邦工業の多くは歐米から移植せられたもので、あるため各種の製品が或は英米に則り、或は獨佛に倣ひ、多數の系統が互に錯綜して極めて不統一の狀態にあり、之に整理統合を加へなかつたならば、生産者も需要者も共に不利不便に苦しむ、工業の進歩もまた阻害されるやうになるであらう。そこで各種工業品を理論と實際から研究して、なるべく少數の種類に整理し、標準規格を制定して品位確實、價格低廉のものを一般に製造使用するやう努めなければならぬ。これが規格統一事業の特に重要な所以である。

工業品の規格統一の意義を總括して簡単に述べれば、原材料、機械器具等より衣食住、その他一般工業品に對し性能、形狀、寸法、試験方法、分析方法等諸條件の標準を定め、これを一般製造並びに使用上に實施させることである。

規格統一の利益

いま製造者、販賣者、使用者の利益について言つてみ

ると、製造者側としては種類が減じ、「一種類の産額が増加するので生産の合理化を行ふのに都合が良く、原材料の蒐集、機械の利用、工作用具の節約等利する所が多い。その上原料及び製品の在庫高を減じ得るので、資金運用上の利益もあり、その結果として品位を高め生産費を低下し得ることになる。販賣者側としては種類が減じ、取引が簡単となり、貯蔵すべき品種を減じ、従つて運轉資金を減じ得ることになる。また使用者側としては前記のやうに良品を廉価に購入し得るのみならず、部分品の形状寸法が一定して互換性を持つやうになるから、修理や交換の場合に便利でその費用も少くて済むことになるのである。

世界各國に於ける規格統一事業

歐米では夙にこの事業を進めてゐたが、さきの歐洲大戦中の経験に刺戟されて、一層その促進の緊要なることを認め、各國とも本事業の進展に努めるやうになり、現在規格統一の中央機關を設けてゐる國は、英米獨佛等二

十三ヶ國の多さに達してゐる。さらに進んで萬國規格統一協会も設置され、國際規格の制定を見つゝある次第である。殊に最近數年間に於ける世界情勢の急激な變化は、歐米各國をして軍備擴張に狂奔せしめ、これに要する軍需品の急遽な供給を確保するため最も有效な規格の統一に重大な關心を持つやうになり、非常な緊張の裡にこの事業を進めてゐる。

わが國の規格統一事業

わが國に於ては大正十年商工省に工業品規格統一調査會を設置し、官民各方面の技術者を委員として各種工業品の標準規格を制定し、これを日本標準規格と稱して政府が率先してその購入品に適用し、民間にもその使用を奨励して規格統一の實施を圖つてゐる。今までに決定發表された標準規格は、各種材料、機械器具に亘つて四百餘種に及び、今次事變の軍需資材にこれを適用してその整備上多大の効果を挙げてゐる。

臨時日本標準規格制定の趣旨

事變はいよいよ長期態勢を呈し、交戰地域も非常に擴大したので長期に亘り莫大な軍需資材の必要が起り、これを充足した上さらに日滿支を通じる生産力擴充用資材を附ひ、また一般民需品についても國民生活の安定に必要な程度の供給を行ふことが必要になつた。かく物資の需要がます／＼増加したが、現在諸物資は非常に不足して居るので、國際收支の點からも物資の節約を圖ることが絶對的に必要であり、また是非外國から供給を仰がなければならぬ物資もあるから輸出の増進も益々必要となつた。

かやうな理由で生産の合理化を圖り、生産能率を増進し、かつ物資の節約をも相當思ひ切つた程度にやらなければならぬから、物資や労力の無駄を省くところの日本標準規格を迅速に制定し、これに依つて生産を進めて行くことが必要である。一例として特殊鋼について言へばニッケル鋼ニッケルクロム鋼ではニッケルを、また工具鋼ではコバルト・タンクステン・ワナザウム等を輸入に仰がねばならぬ。よつて使用上支障のない範囲でこれ等の含

事缺かぬときの状態で製造されたものであるから、現下のやうな供給不足の状態に於てはバルブの消費を減ずるために、未晒バルブ及びグラウンドバルブの使用範囲を擴げ、ある程度品位を低下した規格に改め、當分の間忍んでこれを使用することによつて節約し得たバルブを、人組またはステーブルファイバーの原料に向けるやうにして置くことが必要である。

ところが正規の日本標準規格は調査及び發表手續に長時日を要し、工業品の種類によつては、例へば基礎的で、品位の確實なもののが供給が出来るやうに規格を制定することが必要である。なほ各種不足資源の代用品について、

の正規の日本標準規格を制定すると共に、臨時日本標準規格をも制定し商工省からこれを官報の^に欄に掲げて、耐久力を大ならしめ、消費の節約を圖る。

規格をも制定し商工省からこれを官報の^に欄に掲げて、强度の大なるものを規定し、消費量を減少せしめる。

発表することになつたのである。

〔例〕 高炭素鋼 デューコール鋼 クロム鋼等

臨時日本標準規格調査方針

臨時規格を制定すべき品種は主として時局に鑑み急に規格制定を要するもので、大體の調査方針は左の通りである。

一、軍需關係品については特に急速に規格を制定し、一般民間にもこれを理解せしめる。また軍需専用でないものは一般品と可及的共通な規格にする。

二、國內資源が不足してゐるため節約を圖る必要あるものについては、左記の方針により規格を制定する。

1 輸入原料に國產原料を代用させるため、又は不足資源の節約を圖るために必要に應じて規格の格下を行ふ。

〔例〕 紙 漆料

2 輸入原料使用の止むを得ないものは極力品種を單純化して無駄を省き、また成るべく品位を高めた規格を制定して

〔例〕 工作機械、工具、特殊鋼

三、從來輸入品が相當多量に用ひられてゐたものに對しては、生産の進歩を圖り、品質の均一性を保たしめる趣旨を以て規格を制定する。

四、物價の統制を必要とするものに對し、その基準を明確にする目的を以て原材料及び製品の規格を制定する。

五、一般用品及び輸出品にして粗製、濫造の處あるものに對し検査の基準を定めるため検査方法の規格を制定する。

六、工作機械検査方法

臨時日本標準規格制定の趣旨は大體以上の通りで、すでに決定したもの及び調査が進んで遠かず發表されるものは左の通りである。(以下調査中のもの及び今後調査に着手すべきものは殆んど枚舉に達しない程多數である)これら等の規格は現下の戰時態勢に於ける物資に関する政府の方策を或る程度まで具體的に表したものであるから、國民全體が協力一致して工業品の製造及び購入に當り、この規格を適用して國策遂行に協力せられることを希望する。

臨時日本標準規格目次

- 1 高速度鋼
- 2 特殊工具鋼
- 3 工具用炭素鋼
- 4 ニッケル鋼
- 5 ニッケルクロム鋼
- 6 肌焼鋼
- 7 ばね鋼
- 8 不銹鋼
- 9 鋼管機用たがね鋼
- 10 アルミニウム地金
- 11 水道用高級錫鐵薄手管
- 12 電球用錫製口金
- 13 電球用鋼製口金ノ亜鉛及亜鉛カドミウムめつき量に同試験方法

以上宣報に發表済

- 14 カーバイド
- 15 シルジン青銅錫物
- 16 航空機用特殊鋼
- 17 同鋼板
- 18 同鋼管
- 19 同銅及其ノ合金
- 20 同アルミニウム及其ノ合金
- 21 開放型三相誘導電動機
- 22 中型高壓單相油入變壓器
- 23 水道用鐵目無钢管
- 24 ステアブルファイバー織物及メリヤス
- 25 燃青銅板
- 26 燃青銅棒
- 27 グリース及同試験方法
- 28 漆液及同試験方法
- 29 鐵釘(船用)
- 30 印刷用紙
- 31 同
- 32 自動車用蓄電池
- 33 電球用
- 34 同口金及受金
- 35 同
- 36 同
- 37 同
- 38 同
- 39 配電盤用小型指示電氣計器
- 40 被覆接線心線
- 41 水蛇管金物(船用)
- 42 機械構造用炭素鋼
- 43 マグネシウム地金
- 44 漆料用松煙
- 45 同黒鉛
- 46 同チタン白
- 47 塗料
- 48 小型單相油入變壓器
- 49 航空機用マグネシウム合金
- 50 壓縮ガス及液化ガス容器
- 51 宇摩帆布
- 52 鋼革
- 53 車中底川鉄革
- 54 靴表底用鉄革
- 55 タン
- 56 ニンニク豚革
- 57 クロム鞣豚革
- 58 旋盤ノ精度検査
- 59 鐵
- 60 ベニヤ板

水

(書) (籍) (雑誌) (の) (規格)

に半裁、四裁等にした寸法に用ひることになつてゐる。

標準規格といへば、我々に一番親しみの深いのは、紙の規格であら。紙の仕上寸法については、昭和四年十二月に「日本標準規格」ではなく、昭和四年十二月に「日本標準規格第九」號として決定され、商工省告示第一號として昭和六年二月十日

日本、「寫眞週報」がA4判(297×210mm)であることは周知の通りである。この外、内閣印刷局の出版物などは全部このA列かB列かの規格判になつてゐる。

列 番 號	單位 mm	
	A	B
0	841×1189	1030×1456
1	594×841	728×1030
2	420×594	515×728
3	297×420	364×515
4	210×297	257×364
5	148×210	182×257
6	105×148	128×182
7	74×105	91×128
8	52×74	64×91
9	37×52	45×64
10	26×37	32×45
11	18×26	22×32
12	13×18	16×22

の官報に登載されており、その寸法は表

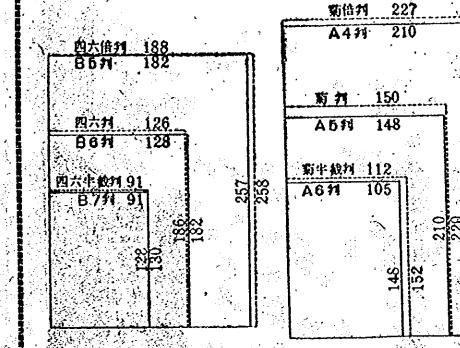
の通りである。

この大きさは、書籍・雑誌・諭令・事務用

大きくなるといふやうに、取扱に便利な

ことである。またこの規格に準して特に

細長い寸法を必要とする場合には、長手



戦時統制物資講座

3 商工省

石炭

從來わが國は比較的石炭資源に恵まれておらず、一、二年前までは石炭不足の聲を耳にすることなく、寧ろ昭和六年、七年頃までは、滿洲方面からの石炭の輸入を防遏するため、業界で種々の運動を行つた程である。しかし滿洲事變を契機として、國際情勢の推移に應じ、各種産業の生産力擴充と國防の整備補強を行ふため、石炭の需要は著しく増加し、特に今次支那事變の勃發は、之に一層の拍車をかけた。いふ迄もなく、石炭がなくては一廻の鐵も造ることが出来ず、電力・ガスの供給も不可

能であり、汽車・汽船の運行も停止するのである。かやうに石炭は各種産業交通各部門を通じ、その熱源・動力源として不可缺の基礎的・重要資源であると共に、吾々の日常生活の必需品として極めて重要な物資である。殊に國家總力戰を本體とする今日の戰争に於ては、石炭の消費面が極めて廣汎であるだけに、國防力乃至經濟力の發展伸張を圖るため、その供給を確保する必要は特に緊切なものがあるのである。

今日石炭の供給源は、内地殊に九州及び山口縣の宇部

地方、北海道並びに常磐地方の各石炭山の出炭の外、朝鮮、樺太及び臺灣よりの移入炭、滿洲國及び北支の輸入炭、その他特殊用炭としての佛領印度支那炭の輸入がある。そのうち、内地炭は總需要量の約九〇%を占めてゐるので、石炭の供給を確保するには、内地に於ける増産を圖ることが肝要である。そのため昨年度から主要な各炭礦につき重要礦物増産法に基づき、増産を目標とする事業計畫を設定させ、その所要資材の配給、労力の充足等の遂行に努力し、昨年度は、大體所期の生産を見、需給の均衡を得たのである。本年度も内地の増産は素より、外地及び滿洲國、北支、佛領印度支那方面よりの移輸入炭に依りその供給を圖るやう、萬般の努力をしてゐるのであるが、本年度に入つてから生産資材の入手も益々困難となり、殊に増産のためには絶対に必要不可缺の労働力の不足が特に甚だしく、鑄夫の數は却つて毎月減少するやうになつたばかりでなく、その移動率の増高と稼働率の低下に依る出炭能率の低下等のため、増産計畫は所期の如く進捗せず、又樺太炭の移入も樺太に於ける輸送荷

役設備等の關係上豫期の通りとならず、更に滿洲國內で種々の事由から需要が急増した結果、その對日供給數量が著しく減少し、北支炭の輸入成績も亦必ずしも良好でない等、種々の理由から日滿支を通じて官民一致の積極的努力にもかゝらず、遺憾ながら最近石炭の供給は甚だしく逼迫し、本年度下半期に於ける需要に對して相當多量の不足を豫想される現状に立至つたのである。

配給統制

前述のやうに、石炭は産業交通各部門に於ける原動力たる事實に鑑みて、石炭の不足は全産業界に對し頗る重大な影響を及ぼし、需給の不均衡を放置することは全産業界の混亂を招來する結果となるので、その影響を最少限度に止め、限りある石炭の供給量でその效果性能を最大限度に發揮せしめると共に、事變下に於ける産業の重要性を考慮し、戰時體制下國防經濟の総合的計畫の遂行に對應せしめるため、こゝに石炭の全面的配給統制を行ひ、一面消費規正を實施し、その需給の調整を圖ることと

となり、去る八月十六日輸出入品等に關する臨時措置に關する法律に基づき、商工省令を以て石炭販賣規則を制定公布し、去る十月一日よりこれを實施することになったのである。本規則の實施以前は、昨年十月一日から實施された石炭配給統制規則に依る配給統制を行つて來たのであるが、この制度は製鐵用コークス、鑄物用コークス、瓦斯コークス等の製造に必要なはゆる原料炭に關して、主として適性炭の適性利用の見地から石炭の配給を統制したに過ぎないので、消費規正は特にその目標とする所ではなかつた。今回の新規則は、石炭需給の實状に鑑み、適性利用を目的とする原料炭の配給統制のみならず、瓦斯發生爐用炭、一般燃料炭に至るまで統制の範囲を全面的に擴大すると共に、消費の規正を行ふことを目標として居るのである。

消費規正 本規則では、先づ第一に月當り常時八百五十噸以上の石炭を使用する者は、石炭の鉱柄別用途別數量、使用場所等を定めて、商工大臣の許可を受けなければ一塊の石炭も購入することが出來ないといふ購入許

可主義を採り、産業の重要性に依つて産業別、用途別に炭種炭質を考慮して、石炭の購入數量を割當ることにしたのである。この月當り八百五十噸以上、即ち一ヶ月間約一萬噸以上の使用者のいはゆる大口需用量は、總需量の約八〇%を占めてゐるのであつて、その購入數量の許可、即ち割當に依つて消費規正を行ふこととしたのである。而して、許可數量の割合、即ち消費規正率は、事態下に於ける産業の重要性を考慮して、各産業別用途別に従つて需要量の一割乃至三割七分程度の消費規正を行ふこととし、需給の調整を圖ると共に、戰時經濟の運行に遺憾なきやう考慮した。

なほ月額八百五十噸未満の石炭使用者の需要量は、他の資料に基づく地方別の業種別、用途別需要量に對する配給數量を定めるとき、同じく消費規正率を適用して、販賣統制に依つて間接的ではあるが、その目的を達するやう考慮した。

販賣統制 第二は販賣の統制である。石炭の生産業者及び販賣業者は、輸入炭移入炭については例外なく、又内地炭については原則として一工場毎に月當り二百五十噸以上の石炭を販賣しようとするときは、その販賣先、用途、鉱柄別數量等について商工大臣の許可を受けさせることとし、販賣許可主義を採用したのである。これは先に述べた使用者に對する用途別、鉱柄別購入許可主義と對照を爲すもので、これに依つて配給統制と消費規正の目的を達しようとするものである。

この販賣許可主義の例外として、内地炭の生産業者及び販賣業者の中には、自治的統制團體をつくつてゐるものがあるが、これ等統制團體の構成員たる業者に限つて個々に商工大臣の許可を受ける煩を避け、その配給統制に關しては、統制團體の統制に従はしめることとし、この統制團體をしてその構成員たる業者の生産、又は取扱いにかかる石炭の販賣先に於ける用途、種類別、數量等に關する配給計畫を定め、それについて商工大臣の承認を受けさせることとし、統制團體は、この承認を受けた配

給計畫に基づいて其の構成員たる各業者に對し、販賣指圖書を交付すると共に、その内容を販賣先に通知し、各業者は販賣指圖書に從つて配給すべき義務を定め、更に毎月の實績を報告せしめることとしたのである。

これに依つて配給統制と消費規正の目的を達することが出來、又そのため必要と認められる場合は、この配給計畫の變更を命ずることが出来るのである。

業者の組織する統制團體としては、主として生産業者の組織するものと、販賣業者、主として卸賣問屋の組織するものとあつて、前者即ち第一次販賣統制團體として認められたものには、昭和石炭株式會社、五助會石炭株式會社及び常磐炭礦聯合會の三者があり、後者即ち第二次販賣統制團體として認められたものには、若松合同石炭株式會社の外、東京横濱・静岡・名古屋・京都・大阪及び神戸の各地に於ける石炭統制組合がある。販賣數量が前者は比較的大口契約であつて、後者は小口取扱を主とする關係上、構成員たる各業者に對し、販賣指圖書を交付すべき契約數量の月當の最低限度を、前者については二百五十

販賣統制

以上は、現在實施して居る石炭の配給統制の概要であるが、次に石炭の價格と配給機構に關して簡単に説明しよう。

そもそも石炭に關する統制は、從來業者の自治によつて發達して來たのであって、その後、昭和九年五月に、年產十五萬噸以上の生産、又は販賣を爲す石炭業者に對し重要産業統制法が適用され、同法に基づいて販賣價格の届出を爲し政府の統制監督を受けて來たのであるが、今次支那事變の進展につれ、長期建設的戰時經濟確立のため、低物價政策は是非とも必要となり、石炭についても昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正により取締令に基づいて同月十八日以降價格表示の拘束を受けたのを始め、同年七月二十八日商工省告示第二百八號

を以て家庭用炭及び浴場用炭は物品販賣價格取締規則の適用に依つて、出來得る限り廣範圍に亘つて本制度の適用を爲すこととしたのである。

以上は、現実實施して居る石炭の配給統制の概要であるが、次に石炭の價格と配給機構に關して簡単に説明しよう。
そもそも石炭に關する統制は、從來業者の自治によつて發達して來たのであって、その後、昭和九年五月に、年產十五萬噸以上の生産、又は販賣を爲す石炭業者に對し重要産業統制法が適用され、同法に基づいて販賣價格の届出を爲し政府の統制監督を受けて來たのであるが、今次支那事變の進展につれ、長期建設的戰時經濟確立のため、低物價政策は是非とも必要となり、石炭についても昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正により取締令に基づいて同月十八日以降價格表示の拘束を受けたのを始め、同年七月二十八日商工省告示第二百八號

を以て家庭用炭及び浴場用炭は物品販賣價格取締規則の適用に依つて、出來得る限り廣範圍に亘つて本制度の適用を爲すこととしたのである。

以上は、現実實施して居る石炭の配給統制の概要であるが、次に石炭の價格と配給機構に關して簡単に説明しよう。

そもそも石炭に關する統制は、從來業者の自治によつて發達して來たのであって、その後、昭和九年五月に、年產十五萬噸以上の生産、又は販賣を爲す石炭業者に對し重要産業統制法が適用され、同法に基づいて販賣價格の届出を爲し政府の統制監督を受けて來たのであるが、今次支那事變の進展につれ、長期建設的戰時經濟確立のため、低物價政策は是非とも必要となり、石炭についても昭和十三年七月十四日商工省令第五十九號改正により取締令に基づいて同月十八日以降價格表示の拘束を受けたのを始め、同年七月二十八日商工省告示第二百八號

配給機構

又、取引状況、配給系統も極めて複雑多岐であるから、こゝに一元的配給系統を確立し、配給の圓滑と、價格の適正を期し、一面、配給經營の低下を圖るため、先般の閣議決定に依つて、その中権機關として、全國の石炭を一手に買上げ、これを一手に元卸賣を爲す半官半民の共販會社を設立することとなつたのであるが、さし當り應急的の措置として、この會社の設立を見るまで、民間資本に依る共販會社を設立するため、目下、その準備中である。また、これに伴ひ、第二次第三次の配給系統の改善組織化が當然必要となるわけである。

X X

なほ、國家總動員法第十九條の規定に基づく昭和十四年勅令第七百三號「價格統制令」に依つて石炭の價格も亦一般物價と同様昭和十四年九月十八日現在を以て一應その高騰を停止されたことは勿論である。このやうに配給機構の整備と配給統制の強化に依つて、炭價

の低廉と配給の合理化が行はれるが、しかし激増して行く需要に對しては、一に増産によつて供給の増加を圖る外

なく、現下の時局に際し、石炭增産の急務であることを痛感する次第であつて、今日の緊迫せる需要に對して積極的増産を圖るため、わが國石炭業者が一大奮起され

ることこそ光榮ある義務であり責任であると考へる。從

業員諸君も、亦その職務に精勤し、鍛業報國の誠を致す

ことこそ、銃後產業戦線を守る戰士として、戰友勇士の英靈に應へ、第一線に奮戰せられる皇軍勇士に報ゆる所以である。消費者に於ても、この尊い血と汗の結晶である石炭の重要性を深く認識し、徹底的に消費節約を圖るやう、一段の努力を拂ふべきである。電力やガスの節約も、歸するところ石炭の節約となるのである。このやうに石炭の生産、配給及び消費の全方面に亘り、官民一致、石炭問題の克服に力を效し、相互摩擦を免除しつゝ、新東亜建設の大業の爲め、多少の犠牲を忍び、和衷協力し、以て豊國國運の彌榮に貢獻することこそ、尊き使命であり、時局下國民の眞正の覺悟でなければならない。

國共摩擦の現狀

—重慶六中全會をめぐつて—

外務省情報部

において蔣は汪の株を横取りして事變の結果をつけようとする苦心焦慮してゐるが、そんな狡猾で誠意のない者を日本

汪兆銘の事理整然たる和平救國論が目と共に支那國民の共鳴を得しつゝあるのみならず、國民黨は協力してゐる共產黨からは頻りに難題を持込まれ、廂を貸して主家を取られ、さうな傾向が濃厚になり、國民黨の元老その他思惑ある者は共產黨排撃論を高調し、いはゆる抗戰陣營

なるものは、支離滅裂の状態となり、さらに歐洲大戰の勃發で外力依存の他力本願も極めて望み薄となつてしまつた。これ等が敗戦の連鎖による將兵の厭戰、民衆の蔣介石不信任と結びついて、徹底的抗戰による最後の勝利といふ夢想は、最早どの點から見ても續けられなくなつた。こゝ

中全會】註一、二参照)なるものである。六中全會はカンフ

ル注射の役目を振當てられたのであるが、醫師は病人の本體が總ての點から推して恢復力がないと診斷した場合に、注射に消極的態度を示すのが常である。しかし親近者としては一般に萬一を念願して、兎や角の詮議を省いて注射を依頼する。將もそれと同様にこの會議に萬一の希望をかける以外には、他に全く方法がないまでに窮地に陥つてしまつたのである。したがつて六中全會は苦悶の暴録以外の何物でもない。その内容は將に虚聲をあげようとする新中央政權への對策、日本に對する惡宣傳、諸外國からでるべきだけ多くの援助を得るための方策、國共二黨の摩擦を如何にして避けるか、將兵や民衆の反感をどんな手段で緩和すべきか、などいふことであつた。

(註) (一) 六中全會は『中國國民黨第五屆中央執行委員會第六次全體會議』の略稱で第五期の中央執行委員會の第六回全體會議である。この全體會議は半年以内に二回開會する規定になつてゐる。略稱は第五屆以上を全部省き第六次中央執行委員の全體會議といふやうな取扱方をしてゐる。

中央執行委員は國民黨の最高機關たる全國代表大會で選出

選定、審査委員の指名その他の打合はせをなし、更に同日午後に入り第一回の本會議を開いた。

(註) (二) 國民黨では孫文を記念するために、その關係機關は一週若しくは二週に一回集會して、講演をやつたり、所感を述べたりする規定になつてゐる。しかして豫定以上の臨時のものを『擴大記念週』と呼んでゐる。

その後引續き十九日まで會議を行ひ、二十日に閉會式が舉行された。會議の内容については、極めて簡単な發表があつたばかりで詳細は祕密に付せられてゐる。發表はあまいユースとしての價値はないが、その概要是大體次のやうなものである。

第一回本會議の初めに前線で陣歿した將兵及び遭難死亡の同胞に對して默禱し、次いで前線の將兵に慰勞電報を發するなどを決議した後、黨務、政治、軍事に關する主導者の報告があり、これを各係の審査委員が審査することになつた。十四日の第二回本會議では戴傳賢、葉楚僑、邵力子、陳布雷、王世杰、梁寒操、潘公展、洪蘭友等が宣言起草委員に擧げられ、行政院長孔祥熙が行政報告を、外交部長

され、その大會が第五次すなはち第五回であれば同大會から選出された中央執行委員を第五屆中央執行委員といひその委員會を第五屆中央執行委員會といふ。

(註) (三) 全國代表大會は二年以内に一回開くのが規定上の原則であつて中國國民黨第五次全國代表大會は一九三五年十一月に開かれ、已に二ヶ年ばかりになつたので、汪兆銘一派の純正國民黨が六全大會すなはち『中國國民黨第六次全國代表大會』を過般開いたのであって、これを六全大會と略稱する。

(議)(事)(の)(概)(況)

閉會式は孫文誕生記念日の十一月十二日を選び、席上蔣總裁は長々しい閉會の辭を述べた。その翌十三日午前にには擴大記念週(註三参照)を舉行して、第五次全國代表大會の宣言を題材とし、十項に亘つて講演した。この二つは會議の結論を豫告したもので、各委員に獨自の議論をさせないための意志表示であつたのである。蓋し今の場合に正論を吐露されれば、蔣の立場が全くなくなるからである。擴大記念週が終つた後に豫備會議を開いて、主席團の

王寵惠が外交報告を、黨の組織部長張勵生が組織部の工作報告を順次にやつた。その後關係各部長がそれゝ、主暫事項を報告したことはいふまでもない。

そのほか例によつて各委員から提案された議案が多數上程された。その中の二三を擧げて見れば、委員葉楚僑等十三人連名の「經濟資源に關する調査研究を統一して具體的計畫を立て計畫經濟の基礎を樹立して建國に利せよ」といふ提案、委員馬超俊等十一人連名の「戰區の銀行業務を増進して戰區の金融を安定せしめよ」といふ提案、委員劉峙等十三人連名の「西南西北交通網を迅速に完成し、且現在の公路行政を徹底的に整理して交通を便利にせよ」といふ案の如きものである。

なほ華僑は有力な戰費負擔者であるが、これも一般民衆が次第に増加して來たので、これを喰止めるためにこの方面に對する宣傳も怠らずやつてゐるのであるが、更に六中全會の名に於て、華僑のこれまでの後援を感謝すると共に、戰士は最高統帥者の毅然たる指揮下に、忠勇奮戦し、戰

争毎に強くなり、勝利の基礎は已に確立した云々と噴き出すやうな電報を發した。

南京時代の彼等の會議を會して議せず、議して決せず、決して行はずと批評した者があつたが、重慶時代になつてから彼等の會議は蔣や共産黨の獨裁または難題に遅られて議することも決することも出来ないばかりでなく、決したことで實現する力を失つてゐるから誤謬化し細工以上の仕事は實際問題として出來ないのである。勝利の基礎が確立したといふやうな空虚な宣傳案を作成する位が、能力の全部でそれ以外の骨折は悉く無駄に歸してしまふ。か

やうな事情で各委員は本氣に策を練つたり、自己の主張貫徹に努力を拂ふ勇氣が出て來ない。これ等の原因で自然に活氣を失ひ平々凡々の會議に終ることが多い。がしかし今度の會議に一つの例外があつた。それは共産黨の横暴に關する問題である。もし共産黨の横暴をこの上幕らせ、横事を押し通させたのでは、支那國家の大なる不幸を招來するは固より、國民黨は解散同様になり、黨員個人も悲惨な境遇につき落される破目になるのであるから、これ

(共)(產)(黨)(の)(主)(張)

果然この問題は波瀾を捲き起した。國共摩擦説は早くから傳へられてゐたが、抗戰が不利になるにつれて、共産黨が頭を擡げ、歐洲戰爭勃發の結果英佛の對蔣援助が非常に微弱になり、ソ聯を背景とする共産黨側が虎の威を借りてます／＼增長するに至つた。その增長振りは次の事實によつて證明される。

共産黨の領袖毛澤東が九月十一日午後六時、赤都延安に於て中央通信社記者劉、掃蕩報記者耿、新民報記者張の三人と會見した際の談話中でこんな一節がある。

毛『皆さんの問題表(質問事項)を列記したものの中には、いはゆる摩擦に對する共産黨の態度について質問してゐるから、私は決白に皆さんに話さう。我々は抗戰派の互ひに力量を減少させ合ふやうな際には根本的に反対するが、しかしどの方面からも横逆でも、若し必ずやつて來、もしひどく欺き、もし壓迫を實行するやうな事があれば、その際は共産黨は必ず嚴然たる

態度を以てこれに應對する。この態度はすなはち「人が我を犯されなければ、我は人を犯さず、人がもし我を犯せば、我は必ず人を犯す」である。…しかし我々は厳格な自衛的立場に立ち、總ての共産黨員は自衛の原則を超過することを許さない、この事實は皆さんの知つてゐるところで、私が多くいふを要しない。』

記者『多くの人が統一戰線の重要なことを説くが、しかし若し統一しようとすれば、邊區政府(共産黨政府)は當然取消すべきであるが、この點に關して貴下はどう考へるか?』

毛『各種の筋の通らぬ議論が到る處にあるが、いはゆる邊區取消の如きはすなはちその一つである。陝、甘、寧邊區は民主の抗日根據地であり、全國の政治上最も進歩せる區域であつて、取消す理由はどこに在るか?殊に邊區は蔣委員長が夙に承認したものであつて、國民政府行政院でも民國二十六年(一九三七年九月)に正式に通過したのである。支那の確實に統一しなければならぬことは、當然の抗戰における統一、團結に於ける統一、進歩に於ける統一であつて、若し反對の方面に統一されたら、それはすなはち支那を亡國に導くことになるであらう。』

記者『國共二黨の統一に對する見解は區々であるが、國共は分裂の可能性があるかどうか?』

毛『右の如く共産黨の主張は甚だしく强硬になつてゐるから、親ソ派以外の國民黨員が善後策を考慮してゐることは當然であらねばならぬ。中央黨部秘書長の要職に在る朱家騏が、本月八日香港でユーピー記者に國共關係を語つた中に『共産黨は法定上の立場を有せず、またその黨員は末端だその宣言に示された約束を實行せず、邊區政府を取消さず、一切の活動を停止しないが、中央政府は強烈に反対してはゐない云々』と述べてゐる。抗日支那紙はこれを國共の分裂を避けるための説明の一端に過ぎない」と解説してゐるが、如何に確かに解釋するにしても、共産黨の約束不履行を不満に思つてゐることだけは到底蔽ひ難い事實と見なけれ

ばならぬ。前記の新聞記者にしても朱家驛にても共産黨に誠意が足りないと認めてゐる點が明らかに看取される。

しかして國民黨内にかかる感じを抱いてゐる者の多いことも廣報道されてゐる。共産黨側が、六中全會に於て「共產黨側の希望するいはゆる民主政治、すなはち具體的にいへば國防政府なるものを迅速に組織するやうな段取をせよ。」と要求したことに対する反感が募らない譯がない。これが共産黨排撃案上程説となつて傳へられたのであるが、このニュースも單に風説として片付けられない理由がある。それは六中全會開會直後に新華日報が『…内部の尖銳摩擦は、確かに扼腕せしむるに足るものがある。故に國民黨の六中全會の最も重要な使命は、すなはち國共兩黨の合作と團結とを如何にして促進せしむるかに在る。國民黨が若しくありした氣持で民主式政治を決行し、人民の政治上における権利を承認すれば、國家民族に對して重大な貢獻をなすものである。』と論じたことが、上海の支那紙に掲げられてゐるが、これはいはゆる國防政府組織要求の側面運動であり、共産黨排撃派に對する攻勢でもある。

(蔣介石) (周服)

反共派の人々はこれに應戦すべく寄々協議して、一時は穏かならぬ雲行であつたが、蔣介石はこの際國共の摩擦を爆發させては、今後の局面打開策に手も足も出なくなるといふので、壓力を加へて反共派を沈黙させ、明年十一月十二日に國民大會を召集することを規定した案を通過せしめて、共產黨の要望に應へたと傳へられる。一體この案は國共提携前からの懸案で、早晚議題として取上げらるべきものではあつたが、反共派には、共產黨に提案されたやうな成行になつた點が、感情的に不平を抱かせてゐる。

かくして六中全會は共產黨の勝利によつて幕が閉ぢられたが、こんな経緯であつて見れば、今後兩者間の摩擦は益甚だしくなる譯である。左は對内關係の複雜化と對外關係の微妙な事情に鑑み蔣介石が行政院長として政務の衝に當り、前院長孔祥熙が副院長として蔣を輔佐し、新局面の打開に最後の足搔を試みることとなつた。これに關聯して黨部の人事は相當廣範囲の更迭を決行し運用の便宜を圖るに至つたやうである。

44

最近公布の法令

内閣官房總務課

各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されています。

十一月一日公布勅令第七百三十九號

文部省官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十一號

氣象臺官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十四號

高等官等俸給令中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十五號

大正九年勅令第百九十五號氣象臺員ニ在支那領事館附

命スルコトヲ得ルノ件中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十二號

地方待遇機員令中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十三號

氣象臺官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十四號

高級官等俸給令中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十五號

大正九年勅令第百九十五號氣象臺員ニ在支那領事館附

命スルコトヲ得ルノ件中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十二號

種鶏場ノ保護ニ屬スル種兔、種雞及種卵ノ拂下代金納付ニ關

十一月一日公布勅令第七百四十六號

種鶏場官制の制定に伴つて制定せられたものである。

十一月一日公布勅令第七百四十七號

關東遷信官署官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十八號

津太慶林務署官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百四十九號

海軍鐵道事務所官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百五十號

海軍武官任用令第十三條の規定に依つて任用する海軍主計科

十一月一日公布勅令第七百五十一號

造船料、拂撥料又は造兵料官の現役期間は候補生に採用前の

本人の志願に依り其の現役期間を候補生の現役期間と通じて二年に短縮することを得ることとしたものである。但し之は海軍武官任用令第八條第一號若しくは第二號又は第八條ノ二第一號の規定に依つて候補生に採用せられた者は此の限りでないことにつてゐる。

昭和四年勅令第二百六十三號家畜保險法ニ依ル家畜保險ノ目

的名ルベキ家畜並ニ家畜保險法ニ依ル家畜再保險ノ再保險金額及再保險料ニ關スル件中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百五十二號

牛馬資源の維持増殖に資するため保険の目的たるべき家畜の年齢を延長したものである。

十一月一日公布勅令第七百五十四號

電氣試驗所官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百五十五號

通信局官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百五十六號

通信官署官制中改正ノ件

十一月一日公布勅令第七百五十七號

諸種の事務增加のため増員を行つたものである。

十一月一日公布勅令第七百五十八號

45

◇朝鮮資金委員會官制 (十一月三日公布勅令第七百五十七號) 国家總動員法第六條の規定に基づく資金統制令は朝鮮に於ても昭和十四年八月一日より施行されてゐるが、資金の統制は其の影響する處極めて大なるものがあるので其の運用上資金統制令第七條の規定に依り其の権限に屬せしめる事項其の他資金に關する重要な事項を調査審議せしめるために、朝鮮總經濟府に朝鮮中央資金委員會を、各道に道名を冠する道資金委員會を設置して規制の妥當を確保せんとするのである。

◇船務部内臨時職員設置制中改正 (十一月四日公布勅令第七百五十八號) 海軍造船生徒、造機生徒及造兵生徒令中改正ノ件

◇海軍造船生徒、造機生徒及造兵生徒令中改正ノ件 (十一月四日公布勅令第七百五十九號) 海軍造船少尉候補生、造機少尉候補生及び造兵少尉候補生充のための海軍造船生徒、造機生徒及び造兵生徒は採用の日より之を海軍の兵籍に編入することとする等のため一部改正を加へたものである。

◇資金臨時措置調査委員會官制 (十一月六日公布勅令第七百六十號) 國家總動員法第六條の規定に基づく資金臨時措置令施行に関する重要な事項を調査審議せしむるため資金臨時措置調査委員會を設置したもので、同委員會は會長一人(厚生次官)及び委員十人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議するため必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

◇司法保護事業法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (十一月八日公布勅令第七百五十一號) 樺太に於ける再犯防護機構を整備擴充せしめるために、昭和十四年法律第四十二號司法保護事業法を樺太に施行するものである。

◇樺太施行法律特例中改正ノ件 (十一月八日公布勅令第七百五十二號) 司法保護事業法を樺太に施行するに伴ひ、同法中の地方長官の職務は樺太に於ては樺太總長官に行はしめることとするのが相當であるから、本特例の改正をみたのである。
内務部内臨時職員設置制中改正 (十一月八日公布勅令第七百五十三號) 総務部臨時職員設置制中改正ノ件 (十一月八日公布勅令第七百五十四號) 業務勤務計畫に基づき移住せしめる朝鮮人に於いての特別高等監察に關する事務に從事せしめる内務理事官一人及び屬三人を擔負する必要と、同計畫の遂行に當り職業紹介法施行に關する事務增加のため此の職員として北海道に屬一人、府縣に屬四十六人及び移住朝鮮人に於いての特別高等監察に關する事務に從事せしめるため、北海道廳に警部一人、府縣に地方警視二人、樺太四人を擔負する必要あるに依る改正である。
◇海運監督官制中改正ノ件 (十一月八日公布勅令第七百五十五號) 総務部臨時職員設置制中改正ノ件 (十一月八日公布勅令第七百五十六號) 業者ニ委託スルコトヲ得ル場合ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件中改正ノ件 (十一月十二日公布勅令第七百五十七號) 政府に於て米穀輸出調節特別會計又は蔗糖米穀移出管理特別會計に屬する米穀の販賣を爲さんとする場合及び米穀輸出調節特別會計に屬する目的を以て米穀の買入を爲さんとする場合に於て、日本米穀株式會社その他の問屋業者によつて販賣又は買入を委託し得るの途を拓くため改正したものである。

◇文部省權威闡揚誌誌介
◆花と兵隊 (火野葦平著) 木曾は「葵と兵隊」
「士と兵隊」と併せて三部作をなすもので、
讀者者が生きる戦闘を描寫し、逞しい迫
力を以て皇軍將兵の精神と行動とを傳へた
力で、本書は杭州市に寄贈のため駐
寧した一部隊の將兵達の、激しい戦闘を體
験した後の、今や心の落ち着きを得た生活
が、豊かに描かれてゐる。なほかうした一面に、杭州の眼さまし
い復興振りや、駐屯軍と市民との間に結ば
れる交渉やお互いの理解が、和やかな、いさゝ
かヨーモアをこめた筆致で書れた優れた作
品である。(第六刊二〇・四、箇一、送科九錢、發
行東京市芝新宿七一二改訂版 摂南東京八四〇三番)

◇陸軍將士陣中だより (東京日日新聞社學藝
部編) 東京日日新聞社では先に選抜から募
集した戦歴將士の「陣中だより」を連載した
が、紙幅の關係上その全部を剪錙して得なか
つたので、その戦歴を餘缺なくしたものよ
りも選び出して「一書」としたのが本書であ
る。その他の「つづく」にも戦争の直面し戦
火に彩られて、純化された人間感情がひし
ひしと感ぜられる多大の感銘を受ける。この
「陣中だより」はそれが戦争をしてゐる人

週報
寫真
週報
編入表紙 上製 定價 九十九錢 送科十錢
外見及外因は送科實質 内閣印 刷局

意	注	申込定	報
所	内閣印 刷局	内閣印 刷局	内閣印 刷局
各書店	東都書籍株式會社	東京市篠田町三番三号	内閣印 刷局
各書店	東都書籍株式會社	東京市篠田町三番三号	内閣印 刷局
各書店	東都書籍株式會社	東京市篠田町三番三号	内閣印 刷局

正改則規るす間に取締オヂラ

施 設 規 則	一 周(申込書に郵便切手を貼付して納付)
申 込 書	五十 円於て大通すした上荷葉のもの以外放送
郵 便 使 用	郵便局、電話局、電報局、郵便局長の許可を受く 申込書を交付す
許 可 書	申込書は放送業者と經濟して運賃支拂に差し 出し許可を受く、又は運送業者と經濟して運賃支拂に差 し出し許可を受く、たるととは預り許を交付す
郵 便 規 則	申込書は該運送業者より運送業者と經濟して運賃支拂に差 し出し許可を受く、たるととは預り許を交付す
申 込 書	申込書は該運送業者より運送業者と經濟して運賃支拂に差 し出し許可を受く、たるととは預り許を交付す
郵 便 規 則	申込書は該運送業者より運送業者と經濟して運賃支拂に差 し出し許可を受く、たるととは預り許を交付す
許 可 書	申込書は該運送業者より運送業者と經濟して運賃支拂に差 し出し許可を受く、たるととは預り許を交付す

放送用私設無線電話規則改正に就いて

今同放送用私設無線電話規則が改正せられ十一月一日から施行せらることとなりました。今同の規則改正の主旨は、新たにラヂオを聽取せんとするものに對し其の負担を輕減すると共に聽取手續を容易にして不法施設の絶滅を期し、又聽取申込後に於けるラジオの假使用を認むる等ラヂオ普及上の實状に即して全面的に規則の改正が行はれた次第あります。而改正の要點は次の通りであります。

内閣官房撰定年五十昭和年

職員手帳

販売店・軍人・吏公官
製特てしと用帶携の
紙質上手薄・紙用★
判B7・さ大★
附筆鉛紙表黒・幘表★
紙質上手薄・紙用★

錢十四價定
錢三料送

發行局刷印閣内

すまりあに店書要主、所賣販報官地各國全
○○〇九一京東幹事・町手大區町麿市京東

露光量違ひにより重複撮影

正改則規るす關に取聽オヂラ

放送用私設無線電話規則改正に就いて

今回放送用私設無線電話規則が改正せられ十一月一日から施行せらるることとなりました。今回の規則改正の主旨は、新にラヂオを聽取せんとするものに對し其の負擔を軽減すると共に聽取手續を容易にして不法施設の絶滅を期し、又聽取申込後に於けるラヂオの假使用を認むる等ラヂオ普及上の實状に即して全面的に規則の改正が行はれた次第であります。尚改正の要點は次の通りであります。

廢止	變更	許可料	審査	審領證	假使用	許可章	聽取料
五章を返納し十日以内に機器を撤去すること	一年を二期に分ち期別に集金郵便切手により毎月集金する	一圓(申込書に郵便切手を貼付して納付)	申込書は放送協會を經由して通信局長に差出し許可を受く	申込書は放送協會を經由して通信局長に差出されると得たときは預り證を交付す	申込書を受領したときは預り證を交付す	申込書より許可を受けるときは許可書の外放送協會より聽取章を交付す	貯金により支拂ふ外地域により毎月集金する
二、及法人合併のものに付し新機器の認定による場合も認めらるる	一名義人による場合も認めらるる	五十錢に減額した上特殊のもの以外放送協會に於て代納する	放送協會、電信局、電話局、郵便取扱所又は放送協會に差出し通信局長の許可を受く	受領證を交付す	受領證を交付す	許可書及び聽取章は付し新機器の認定による場合は許可を受ける	二、及法人合併のものに付し新機器の認定による場合は許可を受ける
三、名義變更は許可を受けるときは證明書を要する	三、名義變更は許可を受けるときは證明書を要する	申込書に記載したる者に付する	申込書に記載したる者に付する	許可通知と共に許可章(全國共通)を交付す	許可通知と共に許可章(全國共通)を交付す	許可書及び聽取章を交付する	許可書及び聽取章を交付する
四、及法人合併のものに付し新機器の認定による場合は六ヶ月分を支拂ふ	一、相繼又は法人の合併其の他の包括承継により集金する	每月集金員に支拂ふ	每月集金員に支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ
五、及法人合併のものは證明書を要せず、運送なく届出すること	二、届出すること	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ
六、及法人合併のものは證明書を要せず、運送なく届出すること	三、届出すること	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ	六ヶ月分を支拂ふ

会協送放本日人法團社

近日發賣

定印刷局内閣

年五十和昭

大手扇形

便宣傳用其形判B7・さ大★
附筆鉛紙表黒・幘裏★
紙質上手薄・紙川★

すまりあに店書要主・所賣販報官地各國全
行發局刷印閣内

○○○九一京東替報・即手大裡町物市京東

定印刷局内閣

錢十四價定

錢三料送

露光量違ひにより重複撮影

報週

號日六月二十

第一六四號

昭和十四年十月一日發行

（毎週一回水報日發行）

内閣印刷局印刷發行

五錢

滿洲開拓事業の展望
最近の住宅問題
木造建物統制規則
經濟戰と金の動員
△近視の豫防について
石 汕 戰時統制物資譲座(4)
英佛の獨貨拿捕令公布

心一億
らか險保は蓄貯億百



社會保險命生人法團社
省工商省藏大援後

（判LA51格規定國はさ大の書本）

アシア歴史文庫
Asia Library